

京都市消防団旗及び消防分団旗並びに消防団関係の高張ちょうちん及び手提げちょうちんの制式

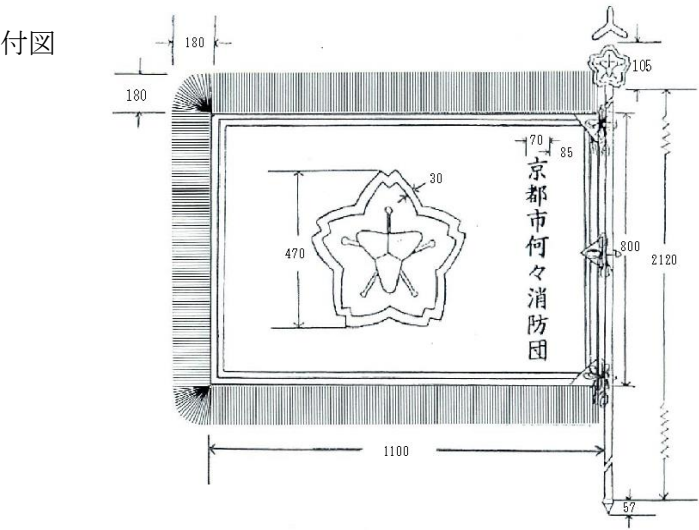
昭和35年2月20日
京都市消防局訓令乙第21号

各部
消防学校
各消防署

京都市消防団旗及び消防分団旗制式の全部を次のように改正する。
京都市消防団旗，消防分団旗および消防団関係の高張ちょうちん，手提ちょうちんの制式

第1 京都市消防団旗の制式は，次のとおりとする。

京 都 市 消 防 団 旗 制 式		
旗	頭	金色金属製消防団き章
地	質	正絹綾錦織地
地	色	えんじ茶色
き	章	消防団き章の縁を金糸，内側を銀糸による刺しゅうとし，中央Y字章を金糸による市松刺しゅうとする。
ふ	さ	金糸真田付総金糸四段七宝編
縁		四方金モール，本金皮及び金メッキハトメ付き
き	章 中 心	旗面の中心
旗	竿	本かし材製七宝塗
団	名	旗竿側に1行にかい書体文字にて表示する。
形 状 寸 法	付図のとおり	

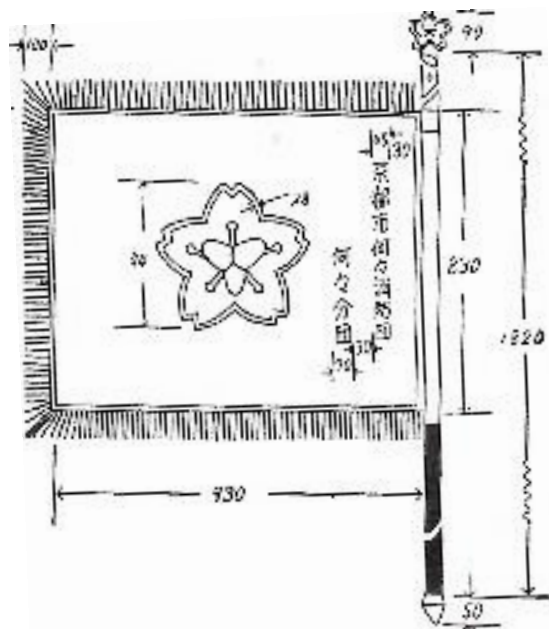


注 数字は寸法を示す。
単位はミリメートルとする。

第2 京都市消防分団旗の制式は、次のとおりとする。

京都市消防分団旗制式		
旗	頭	金色金属製消防団き章
地	質	絹羽二重（塩瀬）あわせ地
地	色	えんじ茶色
き	章	消防団き章を白く染め抜き、中央 Y 字章のふちを青色とする。
ふ	さ	黄色線七宝編
縁		えんじ茶色絹糸織
き 章 中 心		旗面の中心
旗	竿	かし製黒うるし塗
団	名	旗竿側に 2 行にかい書体文字にて表示する。
形 状 寸 法		付図のとおり

付図



注 数字は寸法を示す。
単位はミリメートルとする。

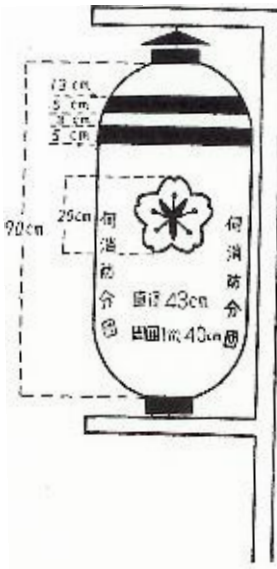
第3 京都市消防団関係の高張ちょうちん及び手提げちょうちんの制式は、次のとおりとする。

京都市消防団関係の高張ちょうちん及び手提げちょうちんの制式			
高張ちょうちん	消 防 団	様 式	付図1のとおり
		形状寸法	〃
		標 示	1 上部環線 緑色 3本 2 団 章 赤色 正面1個 3 団 名 黒色 側面2個
	消 防 分 団	様 式	付図2のとおり
		形状寸法	〃
		標 示	1 上部環線 緑色 2本 2 団 章 赤色 正面1個 3 分 団 名 黒色 側面2個
手提げちょうちん	消 防 団 長 副 団 長	様 式	付図3のとおり
		形状寸法	〃
		標 示	1 上部環線 緑色 3本 2 団 章 赤色 正面1個 3 所属及び職名 黒色 裏面1個
	消防分団長 副 分 団 長	様 式	付図4のとおり
		形状寸法	〃
		標 示	1 上部環線 緑色 2本 2 団 章 赤色 正面1個 3 所属及び職名 黒色 裏面1個
	そ の 他 の 消 防 団 員	様 式	付図5のとおり
		形状寸法	〃
		標 示	1 上部環線 緑色 1本 2 団 章 赤色 正面1個 3 分 団 名 黒色 裏面1個

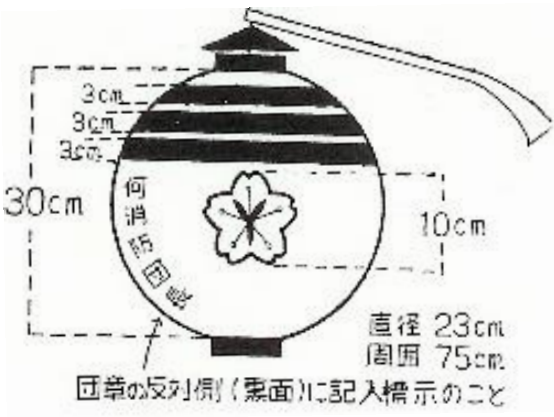
付図 1



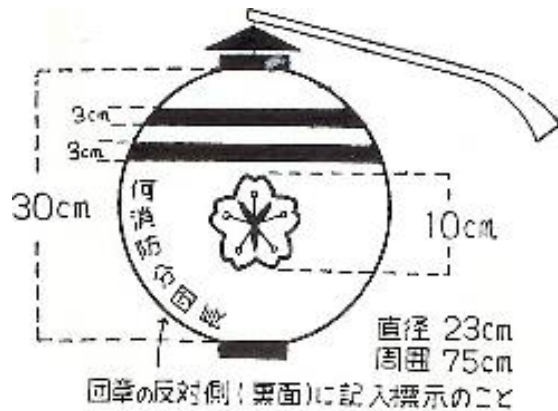
付図 2



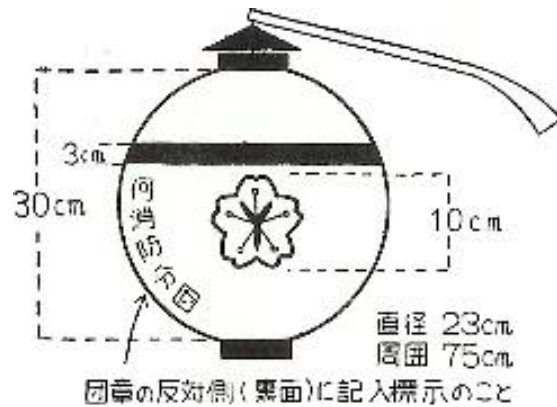
付図 3



付図4



付図5



附 則

この制式は、昭和35年3月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年1月10日京都市消防局訓令乙第9号)

この訓令は、平成26年1月12日から施行する。